

平成29年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第130号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月28日
議案第131号	宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第132号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第133号	宝塚市営霊園条例の全部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第135号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
議案第136号	土地改良事業の施行について	可決 (全員一致)	
議案第137号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

- ① 平成29年 11月22日 (議案審査)  
 ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 まさし 石倉 加代子 江原 和明  
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭
- ② 平成29年 11月28日 (議案審査)  
 ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 まさし 石倉 加代子 江原 和明  
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭
- ③ 平成29年 12月18日 (委員会報告書協議)  
 ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 まさし 石倉 加代子 江原 和明  
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭

(◎は委員長、○は副委員長)

平成29年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第130号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本市が整備した栄町3丁目ゆめ公園を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 設置設備の一つである「かまどスツール」について、どういった趣旨で設置されたのか。なぜ必要であったのか。

答1 「スツール」とは「腰かけ」を意味し、普段は腰かけとして使用する。また、炊き出し用のコンロが中に設置されているため、災害発生時の使用もできる。地域の子ども達のがびのびと遊べる広場を確保すると同時に、防災機能も確保するという趣旨から、「かまどスツール」を設置した。

問2 都市公園の環境保全に関する協定書の第3条において、3月末までに年間活動報告書の提出が義務づけられているが、普段どのような整備をしているのかについて、年に1回の報告書だけで判断しているのか。普段から確認や指導等を行っているのか。

答2 アドプト制度では年に1回の報告書を求めており、1年間を通しどのような活動をしたか、日付も含めて提出してもらっており、写真も添付されている。栄町3丁目ゆめ公園では栄町西自治会がすでにアドプト活動を開始しているが、清掃や除草に加え、利用上のマナーの指導や子どもたちへの注意も含め、日々の管理を行ってもらっている。

問3 年1回のみでの報告書の提出では、1年経過しなければ十分に取り組みが判断できないということになるが、指導は十分にできているのか。

答3 アドプト活動においては、公園内で出たごみは市職員が回収することにもなっており、活動のたびに逐一連絡をもらっている。活動をする上での相談ごともあるため、日々連絡をとりながら管理してもらっている。

問4 栄町3丁目ゆめ公園の環境保全に関する協定書に効力開始の文言がないが、問題ないのか。

答4 協定書の第5条「協定の更新」では「意思表示がないときは、毎年度継続更新するものとする。」としており、年度末に特に解約等の意思がない限りは、自動更新されるものと考えている。

問5 栄町3丁目ゆめ公園内の植栽に関して、栄町西自治会の意見も考慮し、今後相談しながら植えていくのか。

答5 栄町西自治会は宝塚土木事務所に中木何本、低木何本と樹種も含めて調整・確認の上、すでに申請書を提出している。県民まちなみ緑化事業を活用してもらい、桜など高木を22本、中木であるキンモクセイを4本、そのほか低木を植える予定となっている。

問6 栄町3丁目ゆめ公園の整備費用の総額は。また、災害対応ということで、災害関連の交付金を受けたのか。

答6 総建設費は7,192万3千円余で、それに加え、パーゴラの設置を今後検討している。災害対応に関して、今回の事業は全額を緊急防災・減災事業債の起債によって賄うことになっている。緊急防災・減災事業債とは、東日本大震災を教訓としており、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のため、地方単独事業を対象とする地方債で、起債したうちの7割が交付税として措置される。

問7 防災井戸の利用予定は。

答7 水質にヒ素が検出されているため、飲料の基準には適しないと確認しており、日常的には使用しない。利用に関しては、災害時のマンホールトイレ使用の際、そこから水を流すことができるという防災トイレを想定している。

問8 公園の利用上の注意について、自治会の役員と協議したとのことだが、実際に公園で遊ぶ子どもたちに、協議内容は伝わっているのか。

答8 役員と協議したということで、自治会でも検討されたものと認識しており、自治会は子ども会と密に連携がとれており、自治会からたびたび連絡事項を発しているため、その中で周知が図れていると考えている。地域の方は、自分たちの公園であり、ルールを守るのは自分たちの役目という認識を持っているため、その都度声かけをしてもらっている状況である。

問9 複合遊具について、シール等で年齢表示されているのか。

答9 今回設置した複合遊具は、6歳から12歳の少し年齢の高い子どもを想定した遊具で、年齢を表示したシールを貼付している。

問10 借地契約期間である20年が経過すれば、役員がかわり経過もわからなくなり、アドプト制度の協定書は意味を持つものと考えられ、借地公園は一般的な公園と解釈も異なることから、協定書に期間の文言を踏まえておくほうが好ましいのではないのか。

答10 期限の設定はしていないが、アドプト制度の協定書も恒久的であるべきで、毎年自治会と話し、役員が高齢となればその後継者の方と話ししながら、アドプト活動が継続的に進めるようともに努めていきたい。

問11 市ができるだけ早く、借地ではなく土地の所有権を買い取るほうが好ましいと思われるが、用地を確保し市の名義としていくことについて、今後どのように努力していくのか。

答11 今回は場所がないため借地公園としたが、今後の土地の取得に向けて、地権者との協議を約束しており、例えば代替地などを確保しながら、積極的に話を進めていくことを考えている。栄町3丁目ゆめ公園は借地公園であるが、市としては土地を取得し、恒久的な公園としての使用を考えている。

問12 現時点において、風が舞うことによる砂ぼこりの苦情等はないのか。現在はなくても、今後出てくる可能性もあるため、対応策を考えた方がよいのではないか。

答12 栄町3丁目ゆめ公園設置以降、「子どもたちの声がうるさい」と1件メールで苦情があったが、回答し理解を得られたと考えており、それ以外の苦情は聞いておらず、やはり地域が望んで設置されたことによるものが大きいと実感している。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成29年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第131号 宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
国土交通省が本年度に行った道路占用料の改定を踏まえ、これに準拠した内容で道路占用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成29年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第132号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>
宝塚山手台地区における地区計画の地区整備計画区域を変更するため、都市計画の変更を行ったことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
なし
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）

<p><b>議案番号及び議案名</b> 議案第133号 宝塚市営霊園条例の全部を改正する条例の制定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>長尾山霊園、西山霊園、宝塚すみれ墓苑の3霊園の経営を統合するに当たって、現行の宝塚市営霊園条例と宝塚市立宝塚すみれ墓苑条例を一本化するとともに、宝塚すみれ墓苑に新たに整備する合葬式墓所に関する規定を追加するため、宝塚市営霊園条例の全部を改正しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 現行の宝塚すみれ墓苑条例では、使用許可取り消し後、使用者が原状回復を行わない場合、市長により原状回復し占有物件を移転又は撤去し、その後10年を経過した後、無縁として処理できるとなっているが、改正後の市営霊園条例第16条においては、普通墓所使用許可取り消し後の措置については、1年を経過したときは無縁として処理できると変更されている。何か不都合があったのか。</p> <p>答1 宝塚すみれ墓苑条例で規定している経過年数の10年については、特に根拠のあるものではなく、今回の条例改正に関しては墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の無縁墳墓等に関する規定を準用し1年としたもの。特に不都合があったということではない。</p> <p>問2 長尾山霊園については、管理棟が老朽化しており、修繕は最小限にとどめ、抜本的には将来検討するとのことだが、いずれ建てかえるとなると基金の積み立てなど、今から計画を立てていかなければならないのではないのか。</p> <p>答2 現在、管理棟に職員を配置しており、訪れた市民が休憩する場所もあるが、あの場所に管理棟がどうしても必要なのかという検討も必要であり、火葬場の管理事務所に事務所機能を移すなどの活用も含め検討したいと考えている。</p> <p>問3 総務常任委員会でも附帯決議が可決されたが、一般会計からの繰り入れを、平成36年度から予定しており、総額15億円程度となるとのことだが、当初、特別会計として単独での運用を開始した経緯はどうだったのか。できるだけ一般会計の負担を少なくしていただきたいと思うが、失敗しないような方策を立てているのか。</p> <p>答3 宝塚すみれ墓苑の開設は、平成15年に長尾山霊園の貸し出しを終了し、同時期にゴルフ場経営会社から譲渡の申し出等があったため、前々々市長の時に取得を決定したもので、市として20億円以上の投資をしており、その用途を明確にするため特別会計にしたと聞いている。当初年間230区画の貸出計画、その後年間180区画程度に変更したが、計画どおりには貸し出しできなかった。今回は実績等も踏</p>

まえ、墓地需要を計算式で算出した数値の半分としているが、今後の推移は十分には分からない。新たなニーズを把握するとともに、アンケート調査等を実施しながら、計画を見直しすることも必要であると考えている。

問4 お墓に対する考え方の変化等により、墓地需要が減少している。高齢の親を未婚の子どもがみている家庭もふえているが、期限をつけて貸し出し、10年後には合葬墓に移すなど、生涯未婚者の増加に対しての方策はあるか。

答4 宝塚すみれ墓苑では、子や孫に負担をかけたくない、管理料の前払いをし、その期間が経過した後は合葬墓に入れてほしいなどの希望もあることから、有期限墓の検討をしたいと考えている。課題もあるが、実現に向け取り組む。

問5 ペット霊園の需要があるが、ペットも入れる墓というものもありニーズもある。市としてどのような見解を持っているか。

答5 そのような希望はあるが、すべての人がペットとともにという考えではなく、そのような条件がなく借りていただいているため、すぐに実施するのは難しい。現在まだ造成していない土地もあるが、現時点では、できるだけ大きな投資をしたくないということもあり、今後の課題としたい。

問6 当初は都市整備公社での運営で、墓所の貸し出しにより必要な経費を賄っていくことでの独立採算とし、一般会計には迷惑をかけないとのことであった。当時から墓地需要の減少が心配されており、他市では霊園整備は敬遠されていたが、本市は進めてきた。その後、都市整備公社から市に移管し、金利負担が軽減され償還期間が延びるということで、公営企業債に借りかえを行ったが、墓地需要はさらに落ち込んだ。計画では、平成36年度以降一般会計から繰り入れることになっており、この議案を認めるということは、一般会計からの繰り入れを認めるということになるのでは。

答6 当初都市整備公社で運営したが、平成21年6月に、第三セクターに対する市の損失補償が不適切であるとの国の通知があり、市中銀行からの借り入れも困難であったことから、公社での経営を断念し、平成24年度に計画変更して、公営企業債を活用し、特別会計で運用することとした。その際には三、四%であった金利を0.684%まで下げることができ、6億円近くの利息が削減できた。それからは年間180区画程度貸し出す計画で進めたが、今後元金の返済時には資金ショートのおそれがある。阪神各市等では墓地経営に関して用地取得費と造成費は市が負担しており、本市としてもそのようにしていきたいということで今回提案している。しかしながら、一般会計からの繰り出しをできるだけ少なくするため、必死になって貸し出しを行っていかないと考えている。

問7 霊園と火葬場の関係で何人の職員が働いているのか。また、3霊園の運営を一体



化することで、人員削減はできるのか。

答7 市役所の事務所に使用手続や貸し出しの手続などをする職員が7人、現地職員は、再任用職員の所長とアルバイト職員で、宝塚すみれ墓苑に5人、長尾山霊園に4人、火葬場は、所長が長尾山霊園と兼務でその他に嘱託職員3人、アルバイト職員が1人働いている。3霊園の一体化を行った後も、長尾山霊園の再貸し出しや使用者の調査などの業務があり、削減する見込みはない。

問8 条例改正により変更点が生じるが、使用者に対してはどのように通知するのか。しっかりと通知しないと、知らないうちにいつの間にか権利がなくなっているような事態になり、トラブルとなるのではないか。

答8 現使用者については、権利は継続することになるが、使用しなくなった場合の変更点については、宝塚すみれ墓苑は毎年の管理費請求の際に合わせて通知する必要があると考えている。長尾山霊園と西山霊園については、使用者調査をしていく中でお知らせし、しっかりと通知していく方向で進める。

問9 西山霊園については、使用者台帳はあるのか。西山霊園は、まちの真ん中にあり整備されれば魅力的な霊園であるが、古くからある霊園であるため管理ができず、永代であるため、放置されているようなところもあるのではないか。また、西山霊園についても今回の条例改正による使用許可取り消し等の規定は適用されるのか。

答9 使用者台帳は存在しているが、現状と適合しているかの確認ができていない。市としても調査に取り組んでいるが、専門家に調査を依頼する必要もあり、現在、そのための調査準備を進めている。調査資料の作成ができれば、専門家への調査依頼を検討したい。また、改正後の条例の規定は当然適用されるが、現実的な問題として、敷地境界の明確化等ができていないと使用許可の取り消し等はできないため、調査に取り組みたい。

問10 今回資料として「宝塚市営霊園事業計画書」が提出されているが、この計画書の位置づけはどういうものなのか。市として決定されているものなのか。

答10 今回の議案は条例改正であるが、今後の方向性を示す必要があると考え事業計画書を資料として提出した。この計画書の内容は確定したものではなく、見直しも行っていくが、計画書に基づいた取り組みにより、多くの墓地区画を借りていただき、市の負担を少しでも減らしたいと考えている。都市経営会議にはかけていないが、担当部として決裁したもので、作成に当たっては担当部のほか企画部門、財政部門等関係部署も入っており、条例改正に当たってもこれを前提として行っている。今後、都市経営会議にもかけ、市としての位置づけを明確にしていく。

問11 市民アンケートの結果を見ると、お墓選びに考慮する点として、「交通の便」が平成15年度は21.6%であったものが、平成27年度では53%の人が「交通の便」

が課題と考えている。この状況を少しでもよくするために、早期に善処していかねばならない。しっかりと覚悟をもって取り組んでいただきたいと思います。

答 1 1 実際に現地見学等を行うと宝塚すみれ墓苑の評価は高いが、足の便が悪いとの意見がある。一方、長尾山霊園は再貸し出しにおいて先着順で受け付けたところ、開始前に並ぶ人がいるなど高い需要があり、長尾山霊園の貸し出しで収入を上げたいと考えている。実際には長尾山霊園より、宝塚すみれ墓苑のほうがバスの本数は多いが、さらに多くしようということで、できるところから進めている。また、墓苑内のバリアフリーで車いすでも墓参りができることを前面に出していきたい。本年度は、宝塚すみれ墓苑も現在までで、60 基と予想より多く貸し出しができており、今後も1基でも多く借りていただけるよう頑張っていきたい。

問 1 2 なぜ樹木葬などを進めないのか。墓地需要が減少する中で、民間では合葬墓に入ってもらうことが競争になっており納骨堂などがふえている。またペットも入れる墓所など早く進めないといけないのでは。スピード感が大事だと思うが。

答 1 2 樹木葬については、合葬墓という形での需要を考えており、まずは合葬墓の整備を進めており、現在のところ樹木葬は考えていないが、調査研究していく。無縁墓地、樹木葬、合葬墓、ペットが入れる墓所など多様な墓地形態があるが、整備するとなると費用がかかり、それを貸し出していかないと回収できないことから、思いがあってもなかなかできないという面ではスピード感に欠ける部分はある。まずは合葬墓を早期に整備し、どんどん活用させていくようにしなければならず、努力しないと計画どおり進まない。指摘された内容を踏まえ、一般会計からの繰り入れが少なくなるよう進める。

問 1 3 墓石は再利用できないというか再利用したがると思うが、無縁となった後の墓石の処理は考えているのか。

答 1 3 所有者がいない墓となった後も20年は民法の規定により処分はできない。宝塚すみれ墓苑内の別の場所に移すとしても1基あたり約20万円かかり、市の負担で行わなくてはならない。お墓のお墓というような場所もあるにはあるが、そこに行くのは一部で、多くの場合碎石になっているのが実態である。調査研究し適切な対応を検討していきたい。

問 1 4 宝塚すみれ墓苑の現地見学に来た人から墓石をどこで買えばよいかなどの問い合わせがあり、現地担当者は業者を紹介するなどの努力をしている。現地で墓石を見ることができるようになる場所が必要であるとの声もあるが、見本の設置をして、現地見学の際に見ていただけるようにしてはどうか。

答 1 4 宝塚すみれ墓苑では、年4回現地見学会をしており、その際には石材店も参加し相談を受けている。現地には墓石は持ってきていないが、実際のお墓があるため、それを見て説明していただいている。宝塚すみれ墓苑ではモニュメント型のお墓も

ふえてきており、それを見てイメージを膨らませていただき、費用については石材店に確認していただいている。

#### 自由討議

委員A 総務常任委員会では関連する議案第125号「宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、附帯決議が提出され可決されている。本委員会でも附帯決議をし、本会議に両方提案するというのはおかしいので、決議をするのであれば調整が必要ではないか。

#### 討 論

##### (賛成討論)

討論1 議案審査に係る参考資料として宝塚市営霊園事業計画書が提出されており、内容についても気になる部分があるが、位置づけが曖昧である。大きな事業でありしっかりと準備して提出してほしいと思う。決議の提出をお願いし賛成としたい。

討論2 いずれ一般会計からの繰り入れにより、補填してもらえるとこの考えを持っていることは問題である。スピード感も大事でありしっかりと強い意思を持つことも大事である。資産をどのように生かすかということであり、大胆な発想も必要である。攻めの姿勢で取り組んでいただきたい。決議について検討することを前提に賛成する。

討論3 本日の議論をしっかりと受けとめて取り組んでいただきたい。賛成とする。

討論4 霊園事業の課題解決には、企画経営の視点も必要である。全庁一体となって取り組んでいただきたい。情報を共有し、先進事例を学んでいくような組織体制になっていただきたい。本件については賛成する。

**審査結果** 可決 (全員一致)

平成29年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第135号 損害賠償の額の決定について	
<b>議案の概要</b>	
平成27年12月に発生した市消防車両と自転車との接触事故で、負傷した相手方に対して、その損害を賠償するもので、その損害賠償の額を330万1,526円に決定しようとするもの。	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	今回の事故を起こした運転手である職員に、前方不注意による道路交通法上の罰則規定は適用されているのか。
答1	今回は、罰金、反則金、行政処分には至っていない。
問2	今後も予測しづらい事故が起こることも想定されるが、事故発生後に行った内部での協議内容は。
答2	今回の重大なる事故発生後、再発防止に全力で努めている中で、ただちに当事者や所属等において、事故原因、危険予知、今後の事故防止について検証を行った。事故原因については、自転車が車道側に進入するという可能性を予測できなかったこと、同乗者による周囲の安全確認の不足、危険予知については、自転車・歩行者・子どもの急な横断と飛び出しによる事故、前方車両の急停止や急な方向転換、今後の事故防止については、追い抜きの際の安全な間隔など場所の確保や同乗者全員による事故防止の声かけや安全確認を行うこととの内容であった。さらに全体での検証については、危険な状況発生を想定して運転すること、子どもや高齢者等の交通弱者については通常以上に安全距離を保つこと、走行時危険があった場合はヒヤリハット等の事例を共有することなどが主な内容であり、再発防止を図っていきたいと考えている。
問3	今回の事故を起こした職員に対して、内部的に処罰や注意等は行ったのか。
答3	大事故発生時には、本市の懲戒指針に照らし評価することになるが、今回は地方公務員法第29条の懲戒処分に至ることなく、内部での当該職員の任命権者による注意処分にとどまっている。
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

**議案番号及び議案名**

議案第136号 土地改良事業の施行について

**議案の概要**

平成30年度から平成32年度までの3箇年の本市が施行する土地改良事業として、境野地内の榎谷池の堤体を改修し、取水施設1箇所の整備を行うもので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 今回のように、地元からの申請を受けて調査し工事を施工する場合、基本的に地元負担が発生するが、公共と地元との負担割合は。

答1 国が50%、県が5%、市が30%、地元負担が15%で、今回は市施行の事業である。

問2 地元とは、個人の集まりや農会、財産区なのか。また、今回の事業対象は何人なのか。

答2 さまざまなパターンがあるが、主に土地改良区を構成するところと個人の集まりである。今回の事業は、当該池の受益者を対象としており、対象人数は13名と確認している。

問3 今回の事業対象者13名とは、どれくらいの期間をかけて協議や検討をしたのか。また、その回数は。

答3 今回のため池の改修については、2年前から調査設計をしており、当時より改修が必要と判断が出ていた池であり、年1回程度代表の方々と池を見回りながら意思決定をした。直近としては7月の地元の方々との集会において必要な費用の説明をし、大まかな合意形成はできている。今回の議決を受け、今後地元の方の意見を聴きながら進めていきたい。

問4 今回のように、議案として事業の施行が決まってから、地元で合意を得るのが一般的なのか。先に地元で合意を得て、議会の議決を受けるといった流れではないのか。

答4 ため池工事業の事業化のための協議や、ため池の改修方法についての確認を所有者としており、どれくらい負担が発生するか等の事前調査は行っている。法手続としては、議会での議決を受け、事業内容を告示することで、池の関係権者を確定するという法律上の行為を行い、確定後、対象者の3分の2以上の同意を得て事業を施行できるという流れである。

問 5 要改修のため池について、漏れの程度や崩壊の危険性がある等、緊急の度合いはあるのか。

答 5 漏水について一定の基準があり、それを超えると要改修となる。また、斜面が少  
しずれていたり、ひび割れがあるなど、見た目の危険な状態も含めて判断される。

問 6 大字切畑にある墓の裏池、桃堂上池、馬の足型池について、平成 24 年度に点検  
を行っているが、その後の状況は。数カ所ある要改修ため池の中で、切畑にある要  
改修ため池の整備がおこなわれている理由は。

答 6 平成 24 年度から平成 27 年度で、国の補助金を活用しながら、ため池の総点検を  
市が実施した。特定ため池と思われる 121 カ所全て点検し、113 カ所が特定ため池  
と認定され、そのうち 14 カ所が要改修とされた。要改修の必要性の認識に関して、  
農業用水をためられるか、堤体が決壊して第三者被害を与えるかという大きく 2  
つの視点があるが、今回は水をためることについて要改修の必要があると考えてい  
る。また、地権者の負担や了解、保全状況等によって、整備順位を決めている。

問 7 桃堂上池について、随分と前から長い間ビニールシートがかかっているが、危険  
な状態ではないのか。地元の方との協議についての現状は。

答 7 平成 26 年に台風で前のりが潰れ、大がかりな工事をされているため、喫緊の危  
険性は回避された。今後、費用面も含めて話し合いをしながら、計画的に地元合意  
を進めていきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成29年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第137号 市道路線の認定について
<b>議案の概要</b>	都市計画法に基づく土地の帰属により、新規認定をしようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	<p>問1 今回道路認定する中筋山手あたりの渋滞がひどく、新名神高速道路が開通したらさらに深刻になることも考えられる。渋滞対策に向けて、努力はしているのか。</p> <p>答1 市内の道路の渋滞は大きな問題と認識しているが、新たな道路をつくるのも難しい。既存道路をうまく活用した効率的な整備ということで、道路網の検証を行っている。現在、特に中筋2丁目交差点が課題箇所となっており、県道である南側の道路については十分な右折だまりの延長が確保できていないため、対処法として右折だまりを伸ばしていくことを考えており、県の事業となるため県と連携をとりながら話を進めている。一方、北側の道路は市道であり、交差点の交差角度が悪く勾配も急に変わるため、運転手が交差点手前でブレーキをかけることにより、交差点能力が十分に機能していないという課題があることを認識している。線形の改良等により、道路の本来の機能を高めていくよう努めていきたい。</p>
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）